



Q 当社は電子部品を製造しており、特定(産業別)最低賃金が適用されますが、特定(産業別)最低賃金には適用除外があると聞きました。事務作業のみを行う労働者は除外の対象でしょうか。

特定(産業別)最低賃金の除外対象は?

A 最低賃金には、地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金とがあり、鳥取県においては、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(以下「電子部品等最低賃金」と言います)と、各種商品小売業最低賃金の2種類です。

最低賃金には、地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金とがあり、鳥取県においては、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(以下「電子部品等最低賃金」と言います)と、各種商品小売業最低賃金の2種類です。

①18歳未満または65歳以上の者②雇い入れ後6月未満の者で技能習得中の者③清掃または片付けの業務に主として従事する者④電子部品等最低賃金の対象産業で、手作業によりまたは手工具もしくは小型動力機械を用いて行う組線、取り付け、包装または箱詰め業務に主として従事する者

前述のとおり、特定(産業別)最低賃金の適用対象は、対象産業に該当する者です。

なお、特定(産業別)最低賃金は昨年中旬に金額が改定されました。詳細は鳥取労働局ホームページを「ご確認ください」。

そのため、お問い合わせのありました事務職員につきましては、除外対象とはならず、電子部品等最低賃金が適用されます。

鳥取労働局賃金室
電話0857(29)1705